

高校生等遠距離通学費支援事業 Q & A

Q 1.この事業で補助を受けるための条件は何ですか？

A 1.以下の条件をすべて満たすことが必要になります。

- ①高等学校、高専（1～3年）、致道館中学校に通学する生徒等及び保護者等がともに鶴岡市内に住所を有すること。※定時制高校の場合は4年生も含まれます。
- ②通学のために、JR又はバス(公共交通機関)の定期券を購入していること。
- ③通学に際し、他の制度による補助金や助成を受けていないこと。

Q 2.申請の時期と窓口をおしえてください。

A 2.申請期間は定期券の有効期限が終了した日から、定期券の有効期限が属する年度末までとなります。

(例：令和8年4月9日～令和8年10月8日の6ヶ月定期券の場合→令和8年10月9日～令和9年3月31日)

申請窓口は、お住まいの地域によって異なります。表面の「申請・問合せ先」をご覧ください。

Q 3.補助金の計算方法について、詳しくおしえてください。

A 3.①自宅最寄りの駅・バス停から高等学校等までの通学用定期券代を基準とし、月額5,000円（有効期間が3ヶ月以上の定期券の場合は4,500円）を超える額が補助金額となります。

※複数の交通機関を利用する場合は、全て3ヶ月以上の有効期間の定期券を購入した場合に限ります。

※少しでも多くの方に公共交通を利用していただき、将来もバスや電車が走り続けられるように駅等までの送迎費（自家用車加算）の補助は廃止となりました。

※年度をまたぐ定期券の場合は、経過措置として、月ごとに旧制度と新制度を組み合わせで計算します。

この場合、有効期限終了日が5月1日以降の定期券から新制度に変更となります。

(例) 有効期限が3月6日～6月5日の3ヶ月定期券の場合

補助額 3月6日～4月5日の1ヶ月 ⇒ 月額5,000円を超える額 + 送迎費加算

4月6日～6月5日の2ヶ月 ⇒ 月額4,500円を超える額 送迎費の加算なし

※送迎費については公共交通機関の定期券を購入していない場合、この事業の対象となりませ

ん。

また、送迎費の算定は自宅から通学に利用できる最寄りの駅やバス停までの距離によります。

あくまで特例的な措置であることから、兄弟・姉妹等がともに高校等に通学している場合どちらか一人分が送迎費加算の対象となります。

申請・問合せ先

(鶴岡地域) 企画部地域振興課 TEL : 35-1191

(藤島地域) 藤島庁舎地域づくり推進課 TEL : 64-5813

(羽黒地域) 羽黒庁舎地域づくり推進課 TEL : 26-8771

(櫛引地域) 櫛引庁舎地域づくり推進課 TEL : 57-2111

(朝日地域) 朝日庁舎地域づくり推進課 TEL : 53-2113

(温海地域) 温海庁舎地域づくり推進課 TEL : 43-4611

